

奈良県告示第二百三十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十五条第二項の規定において準用する同法第五十条の二の規定により、指定施術者から次のとおり施術所を廃止した旨の届出があった。

令和二年九月二十五日

奈良県知事 荒井正吾

施術者の氏名	施術所の名称及び所在地	廃止年月日
寺田 ひろ志	てらだ整骨院 香芝市下田西四一八七一 シテイロイヤル一〇二	令和二年六月三十日
中西 昌利	なかにし整骨院 香芝市瓦口一五八一四一〇 二	令和二年八月三十一日